

熊本県国土利用計画法に基づく事前届出等の事後措置に関する事務処理要領

第1 趣旨

この要項は、国土利用計画法（昭和49年法律第号、以下「法」という。）第27条の4第1項（法第27条の7第1項において準用する場合を含む。）の規定による届出（以下「事前届出」という。）又は法施行規則第21条第1項の規定による確認（以下「確認」という。）に基づき土地売買等の契約が締結された場合において、事前届出又は確認（以下「事前届出等」という。）の内容と当該土地売買等の内容とが合致しているか否か実態を把握するため、事前届出等の事後措置に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 事前届出に係る事後措置

1 契約締結状況報告の徴収

事前届出のあった土地売買等の契約（以下「事前届出に係る契約」という。）について、法第27条の5第1項又は法第27条の8第1項の規定に基づく勧告（以下「勧告」という。）をしないこととした場合には、次により当該届出に係る契約締結状況に関する報告を徴するものとする。

（1）報告を行うべき者

報告は、原則として事前届出に係る契約の全てについて、当該届出における譲受人から徴するものとする。ただし、必要と認められた場合には、当該契約の両当事者から徴することができる。

（2）報告の方法

報告は、別記様式IV-1により事前届出のあった土地の所在地の管轄市町村を経由して知事に提出させるものとする。

なお、事前届出について勧告しない旨の通知をした日から6ヶ月を経過しても契約の締結又は中止の合意が行われない場合は、事前届出に係る契約の見通し等について報告させるものとする。

（3）報告の期限

報告は、契約の締結後又は中止の合意後速やかに提出させるものとし、契約の締結に至らない場合には、不勧告の通知があった日から6ヶ月を経過する日から1か月以内に提出させるものとする。

（4）報告の監視

（3）の期限までに報告がない場合で、下記①又は②に該当する場合は、地域政策課長は別記様式IV-2により督促を行うものとする。

① 当事者が宅地建物取引業法に基づく指定業者の場合

② その他、虚偽の届出の疑いがある場合など、監視の必要を認めた場合

2 報告書の整理

1により報告を徴した場合には、「土地取引実態統計システム」に必要事項を入力するとともに、届出事項との照合を行い、相違の有無を確認して整理するものとする。

3 現地調査等

2により、事前届出に係る土地目的と報告された土地の利用状況に相違がある場合は、現地調査を行い実態を把握するものとし、相違が確認された場合には別

に定める「熊本県国土利用計画法に係る無届等の土地取引に関する事務処理要領」の定めるところにより処理するものとする。

第3 確認に係る事後措置

1 販売状況報告書の徴収

確認を行った場合において、当該確認に係る土地の区画若しくは共有部分の全部について土地売買等の契約が締結されたとき、又は当該確認に係る有効期間が満了したときは、次により事後措置を行うものとする。

(1) 報告を行うべき者

確認を受けた全ての者とする。

(2) 報告の方法

報告は、別記様式IV-3により県に提出する。

(3) 報告の期限

報告は、確認に係る土地の区画、若しくは共有持ち分の全部について土地売買等の契約が締結されたとき、又は確認に係る有効期間が満了したときから2週間以内とする。この場合において、報告提出期限を経過した場合の督促は、第2の1の(4)と同様とする。

(4) 契約書の写しの徴収

確認に係る土地の区画、又は共有部分から無作為に抽出した一部の区画、又は共有持分に係る土地売買等の契約については、販売状況報告書に併せ、契約書の写しを提出させるものとする。

2 報告書の整理

1により販売状況報告書、又は契約書の写しを徴した場合には、「土地取引実態統計システム」に必要事項を入力するとともに、確認事項との照合を行うものとする。

3 現地調査等

1により販売状況報告書、又は契約書の写しを徴した場合であって、契約内容と確認事項とに相違があるとき、その他契約内容について疑義があるときは、確認を受けた者又はその者から土地に関する権利の移転若しくは設定を受けた者に対し、1の(4)で抽出されなかった区画又は共有持分に係る土地売買契約書の写しの提出、登記簿謄本の提出その他必要事項の報告を求め、又は現地調査を行うものとする。

なお、調査の結果必要があると認めるときは、別に定める「熊本県国土利用計画法に係る無届等の土地取引に関する事務処理要領」の定めるところにより処理するものとする。

附 則

この要領は、平成10年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

年 月 日

熊本県知事 様

(譲受人)

住所

氏名

印

(担当者 電話 - -)

土地売買等契約状況報告書

国土利用計画法 の規定に基づき 年 月 日付けをもって届出をした土地売買等の契約締結状況について下記のとおり報告します。

記

締結した

1 次のとおり契約を

締結する予定である。

(1) 契約の相手方 (譲受人)

住所

氏名

(2) 土地の所在 ()

(3) 土地の面積 () m²

(4) 権利の種別及び移転・設定の別

所有権・地上権・賃借権・その他 ()

移転 設定

(5) 契約年月日 () 年 () 月 () 日

(6) 契約金額

総 額 () 円

土 地 () 円 単価 () 円/m²

工作物等 () 円

(7) 取得後の土地利用状況

現況 ()

計画 ()

(8) 備考

(注1) 契約を締結する予定であることについて報告する場合には、「契約」とあるものを「契約予定」と読み替えてその状況を記載するとともに、遅延理由を「備考欄」に記載してください。

(注2) 既に契約を締結した場合にあっては、契約書の写し及び実測図(土地の面積について実測清算した場合のみ)添付してください。

2 次の理由により契約の締結を中止した。

理由

※この報告書は、市町村に提出してください。

年 月 日

(譲受人) 様

熊本県〇〇〇〇部〇〇〇〇長

契約締結状況報告書の提出について（督促）

下記の土地売買等届については、審査の結果勧告しない旨の通知を行いましたが、土地売買等契約締結状況報告書がまだ提出されておられませんので、至急ご報告をお願いします。

なお、既に報告されている場合は、行き違いになったものと思われるのでご了承ください。

記

1 土地の所在

2 譲渡人
住所

氏名

3 不勧告通知日

年 月 日